

照会等に関する申合せ事項

佐賀県医師会と佐賀地方検察庁は、平成17年4月から施行された「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号、以下「個人情報保護法」という。)に基づき、佐賀地方検察庁からの照会等に関して、下記のとおり、佐賀県医師会が対応することについて双方申し合わせた。

記

- 1 検察庁(佐賀地方検察庁管内支部及び管内区検察庁)からの照会等があった場合は、できる限り協力することとし、真摯な対応をとる。
- 2 検察庁からの照会等の場合は、文書での照会を原則とするが、電話での照会があった場合は、第三者の悪質な不正行為を防止する意味で、受け手側が検察庁の電話番号を確実に確認した上で、一旦電話をかけ直して対応する。
- 3 検察庁からの照会等に関し、個人情報保護法第23条第1項各号のいずれに該当しているか確認する。

なお、文書での照会や電話での照会等の根拠が、同法第23条第1項第1号「法令に基づく場合」である場合は、本人の同意は不要である。

- 4 回答に際しては、民法第709条(不法行為による損害賠償)への配慮も必要であるため、例えば、照会とは無関係な書類まで丸ごと複写して交付するなど、範囲を著しく逸脱した対応がないように留意すること。
- 5 死者に関する情報は、個人情報保護法の対象外である。

平成18年2月8日

佐賀県医師会長

沖田信光



佐賀地方検察庁次席検事

壬生隆明

